

東日本大震災からの復興を早期に成し遂げるための提言（案）

（概 要）

1 東京電力福島第一原子力発電所事故の早期収束

- 東京電力福島第一原子力発電所事故の早期収束に向け、国が責任を持って、原子力災害に起因する一切の問題を早期に解決すること。
 - 東京電力による汚染水処理のトラブルや損害賠償の遅延などが復旧・復興の妨げとなっていることから、国が指導・監督責任を果たし、速やかに改善すること。
- ・ 除染の促進（国直轄の除染対象 11 市町村のうち除染作業完了 4 市町村）
 - ・ 放射性物質に汚染された焼却灰、下水道汚泥などの廃棄物等の処理
（8,000Bq/kg 超は国が処理するが、最終処分場は未確保）
 - ・ 風評被害の防止（国内外における農林水産物、観光等に対する風評）

2 財政支援の継続、復興交付金や繰越手続の簡素化等

- 平成 27 年 6 月に国の復興推進会議で決定された「平成 28 年度以降の復旧・復興事業について」に基づく特例的な財政支援を可能な限り拡充の上、手厚い財政支援措置を継続し、十分に財源を確保すること。
- ・ 平成 28 年度以降 5 年間の事業規模（6.5 兆円程度）⇒十分な財源確保
 - ・ 全額国庫負担継続（復興交付金の基幹事業、原発事故由来の事業など）
 - ・ 一部地方負担導入（復興交付金の効果促進事業、道路・港湾等の直轄事業等）
- 復興道路及び復興支援道路、河川・海岸堤防や港湾等の国が行う復旧・復興事業の必要な予算と体制を別枠で確保し、より一層の整備促進を図ること。
- ・ 復興道路・復興支援道路 着工 94% 完了 39%

3 被災地方公共団体に対する人的支援の強化

- 被災地方公共団体に対する国・独立行政法人や民間企業からの中長期的な人員派遣を一層強化すること。
- ・ 国家公務員（正規職員）の派遣 69 人（H26. 3）
 - ・ 復興庁非常勤職員の市町村駐在 199 人（H27. 2）

[参考] 全国の自治体からの職員派遣 2,255 人（H26. 10）

〔 都道府県 1,207 人 市町村 1,048 人 〕
